

『人権尊重都市品川宣言』

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき

部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によつて
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな

人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し

差別の実態の解消に努め

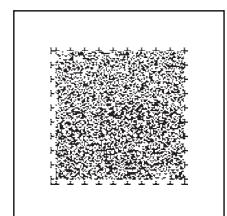
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

一九九三（平成五）年四月二十八日

[品川区のホームページ でもご覧になれます▶▶](#)



QRコード



音声コード掲載

このチラシは音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。

『23区唯一の人権宣言 「人権尊重都市品川宣言」』

1993（平成5）年4月28日、品川区

は23区で唯一の『人権尊重都市品川宣言』を宣言しました。この間、平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現を目指し、この宣言の普及を図りながら、人権尊重に関する啓発に取り組んできました。しかしながら、児童・高齢者・障害者への虐待やインターネット上の差別書き込み、差別落書きの発見、差別はがきの送付など、未だに人権に関わる事件が起きてています。

人権を大切にする区政を推進するため、『人権尊重都市品川宣言』を礎に、差別のない平和で心ゆたかな地域社会を目指して、区内ではさまざまな啓発事業を行います。これを機会に、あらためて人権の大切さについて考えてみませんか。

みんなで築こう 人権の世紀

（考え方 相手の気持ち

① 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシーシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

② 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限に尊重され、安心して健やかに成長できる社会にしましょう。

③ 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別のほか、介護施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されるなどの人権問題が発生しています。2016（平成28）年4月に施行された「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「心のバリアフリー」の推進により、共生社会を実現していくためにも、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑤ 部落差別（同和問題）をなくそう

部落差別（同和問題）に関する偏見や差別意識から、結婚や就職における差別、インターネット上の差別的書き込み、差別発言、差別落書き等の重大な人権問題が依然として存在しています。このような中、2016（平成28）年12月には「部落差別解消推進法」が施行されました。啓発により新たな差別を生むことがないように留意のとなるよう、内容や手法等に配慮し、こ

の問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在している中で、アイヌの人々が民族の誇りを持つて生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ施策推進法」が2019（令和元）年5月に施行されました。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

⑦ 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がへイトスピーチであるとして社会的な関心を集め、2016（平成28）年6月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

⑧ 感染症等に対する偏見や差別をなくそう

エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

⑨ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲と共に、周囲の人々の理解と協力をより円滑な社会復帰を実現することが重要です。

⑩ 犯罪被害者との家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名譽を傷つけられたり、私生活の平穀を害されたりする人権問題が発生しています。犯罪被害者との家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑪ インターネット上の人の権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。個人の名前やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

⑫ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権

侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題への関心と認識を深めていくことが必要です。

⑬ 路上生活者（ホームレス）に対する偏見や差別をなくそう

路上生活者（ホームレス）の自立を図るために様々な取組が行わされている一方、嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑭ 性的指向および性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになつたものの、性自認に関する少数派の人々に対する偏見や差別が依然として存在しています。

⑮ 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑯ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

【問合せ】

【人権身の上相談】

差別・いじめ・プライバシー侵害等、

人権問題に関する相談。

人権擁護委員が応じます。

第1、第3火曜 午後1時～4時

※受付は相談日1週間前の午前9時～

電話予約区民相談室（区役所第三庁舎3階

電話番号 3777-1111（代表）

FAX番号 5742-6599